

## 運転免許証の再交付手続きについて

○運転免許証が盗難にあい、または紛失し手元に無い

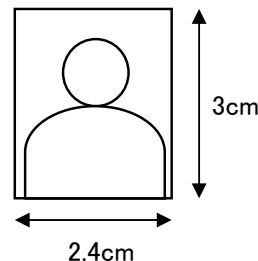
○運転免許証が汚れてしまい、氏名、住所、顔写真が見えなくなった

場合には、運転免許証の再交付を受けることができます。

**運転免許証の再交付手続きが終わるまでは、免許証不携帯違反になります。**

<p><b>受付場所</b></p>	<p>下記の福井県運転者教育センター（警察署では出来ません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本センター免許係（坂井市春江町）</li> <li>○奥越センター（大野市）</li> <li>○丹南センター（越前市）</li> <li>○嶺南センター（三方上中郡若狭町）</li> </ul>
<p><b>受付曜日 受付時間</b></p>	<p>月曜日から金曜日 （ただし、土・日・祝祭日、12月29日から翌年1月3日までの間を除く。）</p> <p><b>午前の部</b> 午前9時30分から午前11時まで <b>午後の部</b> 午後2時から午後3時30分まで</p> <p>&lt;運転免許の更新と同時に行う場合&gt; 運転免許の取得年数・違反状態により、受付時間・曜日が異なります。 詳しくは、県警ホームページ「更新のご案内」をご覧ください。</p>
<p><b>必要なもの</b></p>	<p>○証明写真1枚 申請前6月以内に撮影された、無帽・正面・上三分身、無背景、縦3cm、横2.4cmの写真で、裏に氏名・撮影年月日を記入したもの</p> <p>○印鑑（スタンプ式を除く。）</p> <p>○本人であることを確認できる書類（提示） 例：住民票の写し（コピー不可、<b>個人番号（マイナンバー）の記載のないもの</b>）、健康保険証 学生証、社員証、パスポート等</p> <p>○交付手数料 3,500円</p> <p>※汚損・破損の場合は、汚れた（破損した）運転免許証</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>1 住所が福井県外の方は、免許センターで再交付手続きが出来ません。</p> <p>2 再交付申請と同時に、住所・氏名等の記載事項を変更することも出来ます。</p> <p>○住所のみ変更（申請時提示）・・・現住所が分かる書類 例：住民票の写し（コピー不可、<b>個人番号（マイナンバー）の記載のないもの</b>）、在留カード、健康保険証 本人宛に発出された郵便物、本人宛の電気・ガス等の請求書等（公的機関から発出されたもの）</p> <p>○氏名、本籍（国籍）を変更 本籍地記載の住民票の写し（コピー不可、<b>個人番号（マイナンバー）の記載のないもの</b>）・・・申請時提出</p> <p>3 申請時、免許センターへ車を運転して来ないで下さい。</p>

写真例



注)個人番号の通知カードは運転免許関係で利用できません。

お問い合わせ先

福井県運転者教育センター

免許係	（坂井市春江町針原58-10）	電話0776-51-2820)
奥越センター	（大野市南新在家32-1-4）	電話0779-66-7700)
丹南センター	（越前市余田町2-1-1）	電話0778-21-3613)
嶺南センター	（三方上中郡若狭町倉見1-51）	電話0770-45-2121)